

鳥取県告示第347号

平成8年鳥取県告示第251号（漁業経営維持安定資金の貸付利率等について）の一部を次のように改正し、平成24年4月18日から適用する。同日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

平成24年5月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改正後		改正前	
貸付利率	利子補給率	貸付利率	利子補給率
<u>年1.4パーセント</u>	略	<u>年1.3パーセント</u>	略

備考 改正部分は、下線の部分である。